

## 入札説明書

沖縄県総務部職員厚生課

### 1 入札に付する事項

沖縄県職員住宅管理業務委託（北部、宮古、八重山地区）

#### （1）契約方法

一般競争入札

#### （2）契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

#### （3）業務内容

「沖縄県職員住宅管理業務委託（北部、宮古、八重山地区）仕様書」のとおり

#### （4）入札・開札の日時及び場所

日 時：令和8年3月4日（水） 11時00分開始

場 所：沖縄県庁5階 第1会議室

入札保証金が納付済であることを証する書類又は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する書類を提出してください。

#### （5）契約に関する事務を担当する部局の名称

沖縄県総務部職員厚生課 厚生公災班 担当：山城

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟5階（北側）

T E L：098-866-2127

F A X：098-862-8894

メール：aa004006@pref.okinawa.lg.jp

#### （6）仕様書等に関する問い合わせ先

質問事項については、別紙「質疑書」により令和8年2月20日（金）午後5時までに、郵送、ファックス又は電子メールで（5）の担当課まで提出してください。

質問等への回答は、質問者あてF A Xか電子メールにより行います。公開が必要な内容等については、沖縄県職員厚生課のホームページにて公開します。

#### （7）入札金額

入札金額については、県が別に示す「維持補修業務費」と、入札者が積算する「一般管理業務費」を合わせた金額を入札書に記載してください。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### （8）落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とします。

#### （9）入札保証金

入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の場合は納付を免除することができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2カ年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類

及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合。

#### ウ 納付の方法

- ・納付の方法（現金納付、又は免除）を令和8年2月24日（火）までにお知らせください。
- ・現金納付の場合は、債務者登録票を令和8年2月24日（火）までに1の（5）の担当班に提出してください。（FAXとする場合は、後日、原本を提出してください。）
- ・債務者登録票を受領後、納付書を発行します。入札保証金を最寄の金融機関で納付し、領収書の写しを令和8年3月2日（月）までに提出してください。
- ・免除（9）アの場合は、保険証券を令和8年3月2日（月）までに提出してください。
- ・免除（9）イの場合は、履行したことがわかる書類を令和8年2月24日（火）までに提出してください。

#### 契約保証金

落札業者は、契約金額の10/100以上の金額を納付してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ・県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・過去2カ年の間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面（履行証明書等）を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）

### 2 入札に関する注意事項

- （1）入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- （2）入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- （3）代理人が行う場合、委任状の提出がない場合は入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印鑑では訂正できない。
- （4）入札を希望しない場合には参加しないことができる、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることができません。

- （1）入札参加資格のない者のした入札
- （2）同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- （3）2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- （4）委任状を持参しない代理人のした入札
- （5）入札書の表記金額を訂正した入札
- （6）入札書の表記金額、氏名、印章若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- （7）入札条件に違反した入札
- （8）連合その他不正の行為があった入札
- （9）入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

### 4 落札者の決定方法

- （1）有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- （2）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじ

を引かせることとします。

( 3 ) 入札執行回数は 3 回を限度とします。

( 4 ) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約ができるものとします。

( 5 ) 最低制限価格は設定しません。

5 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。